

## 令和6年第1回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月9日(火) 午後2時30分～午後4時
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 中山政俊	3 番 平田菊典
4 番 井手創一	5 番 大場將夫	6 番 山口正則
7 番 白津知範	8 番 石川利恵	9 番 曲淵俊之
10 番 古賀由紹	11 番 宮崎太享	12 番 山添 明
13 番 袈裟丸一彦	14 番 河上和則	15 番 宮崎隆広
16 番 能隅良子	17 番 吉田 哲	18 番 堤 正廣
4. 欠席委員

19 番 阿部 太
-----------
5. 議事日程
  - ・議事録署名委員の指名
  - ・議案第1号  
農地法第5条の規定による許可申請について
  - ・議案第2号  
農地法第4条の規定による許可申請について
  - ・議案第3号  
農地法第3条の規定による許可申請について
  - ・議案第4号  
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
  - ・議案第5号  
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	樋田 敏史
振興係主査	山崎 友美
振興係職員	山下 綾菜
浜玉分室職員	前田 美穂
肥前分室職員	宮崎 将也
鎮西分室職員	佐々木 貴浩
七山分室職員	溝上 俊明

## 7. 審議の内容

事務局長 定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号19番阿部太委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので報告いたします。本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。

山崎正廣会長  
(議長)

(会長の挨拶)

それではただいまより令和6年第1回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に議席番号18番堤正廣委員、議席番号2番中山政俊委員を指名いたします。それでは事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長

それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について5件、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について1件、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について7件、議案第4号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について17件、議案第5号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について9件、計39件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また農地転用の案件で、立地基準と

許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第1号から第5号までの議案39件であります。なお傍聴の方は、自分の関係分が済めば随時お帰りになられて結構でございますので、前もってご連絡をいたしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑3筆、面積は合計で1,135平方メートルです。現況は遊休地になっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、令和6年2月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、団地等造成、

開発行為協議、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大34センチメートルの盛土と土留めを行い、整地し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設する排水設備を介して東側の道路側溝へ流し、汚水も新設排水設備を介して東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。ここの近辺は宅地化がどんどん進んでおりまして、何も問題はないだろうということでございました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は423平方メートルです。現況は休耕地になっております。目的は駐車場および資財置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで砕石敷きのため自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。  
す。

吉田哲委員 17番吉田です。ここも長い間使われていない農地でして、何も問題ないだろうということでございました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集1ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、48平方メートルです。現況は、雑種地となっております。目的は、通路です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可が必要なことを知らずに道路の狭さに困っていたため、30年ほど前に申請地の一部をコンクリート舗装し、通路として利用されており、そのことについての始末書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。残地が残っておりますので、その分の着手ということで今説明しております。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、既に転用済みですが、残りの農地部分を50センチメートル切土して、全体を道路高と同じに整地して回転広場兼離合場所にする計画です。排水について、雨水のみで砕石敷きのため自然地下浸透および敷地付近の道路側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。ここもこの三角の土地を道路として長いとこ使われておりまして、何も問題はないということでございました。皆様のご審議をどうぞよろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号4番および5番を議題とします。この2件につきましては関連性がございますので、一括審議としたいと思います。事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。説明させていただく前に写真のほうを回覧させていただきましたけれども、見ていただいたでしょうか。はい。それでは説明に入ります。整理番号4番および5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は4番については、畑6筆、面積は合計で22,469平方メートルです。現況は、休耕地となっております。5番については、田1筆、面積は2,830平方メートルです。現況は、荒廃地となっております。目的は、残土処分場(一時転用)および調整池です。使用貸借権設定および所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。

さい。土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、県への土地の形質変更届、埋蔵文化財発掘、森林伐採届、工作物（里道）改築届、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大13メートルの盛土、3.7メートルの切土を行い、整地し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および敷地内に整備する土水路および集水桝、フレキシブル排水管を介して新設調整池に流し、越流分を既存水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、4番につきましては農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。5番については第2種農地の該当事項6番に該当します。4番の許可基準は3番となります。5番の許可基準は1番となります。双方ともに土地の選定理由書が添付されています。

整理番号4番および5番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員 はい。15番宮崎です。1月4日に中部調査会で現地確認

を行いました。現場は〇〇〇から南へ1キロぐらいの所でして、元はキウイの作付けがされていましたが、現在は荒廃農地になっています。調査会では何も問題はないだろうという結論になりましたので、皆さんの慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集3ページ、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の3ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は925平方メートルのうち807.64平方メートルです。現況は、遊休地になっております。目的は、太陽光発電設備です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の13ページから15ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性につ

いて、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。なお、太陽光発電設備の既存敷地が無断転用であったため、始末書が提出されています。現在は道路用地買収のため、設備は撤去され、農地に復元されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、周囲にはワイヤーメッシュを設置、南側の原野に通路を設置し、南側道路から出入口とする計画です。土地の所有者からは通行承諾書が添付されています。排水について、雨水のみで敷地内に土水路を設置し、新設する沈砂池を介して埋設排水管を通り、南側の道路側溝へ接続放流させる計画です。排水管の設置場所の所有者より排水承諾書が添付されています。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎太享委員 1 1 番宮崎です。1月4日に中部調査会のほうで現地確認をし、太陽光パネルの設置場所の周りに迷惑になるようなも

のもなく、資料のとおり大丈夫だろうということなので、皆様の審議のほどよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集4ページ、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から議案集5ページ、整理番号7番までの7件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書4ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、合計7件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから4ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここでしばらく休憩を取りたいと思います。再開の時間が15時20分ということでお願いをしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

15時05分 休憩

15時20分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 それでは時間がまいりましたので、会議を再開いたします。議案集6ページ、議案第4号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(所有権)整理番号1番および2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 それでは所有権分の議案、整理番号1番と2番の2件について説明をいたします。旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるため、同条第4項

の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長へ要請するものです。対象の所有権の移転を受ける者の住所、氏名、利用目的、所有権移転の時期と対価等については、議案書に記載のとおりです。計画の内容は、所有権の移転を受ける者が農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に整理番号3番を議題とします。この案件につきましては議席番号5番、大場将夫委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって大場委員の退席を求めます。

**【大場委員退席】**

それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。整理番号3番について説明をいたします。対象農地、所有権の移転を受ける者の住所、氏名、利用目的、所有権移転の時期と対価等については、議案書に記載のとおりです。計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の

各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで大場委員の入室を許可します。

#### 【大場委員入室】

大場委員にお知らせします。整理番号3番につきましては原案どおり決しましたので、お知らせいたします。それでは次に議案集7ページ、議案第4号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)整理番号1番を議題とします。この案件につきましては議席番号7番白津知範委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって白津委員の退席を求めます。

#### 【白津委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。利用権分の議案、整理番号1番について説明をいたします。対象の農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権設定の期間、借賃等については議案書に記載のとおりです。設定する利用権の種類は、賃借権です。面

積は、1, 820平方メートル、計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで白津委員の入室を許可します。

#### 【白津委員入室】

白津委員にお知らせいたします。整理番号1番につきましては原案どおり決しましたのでお知らせいたします。次に整理番号2番から議案集9ページ、整理番号14番までの13件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。整理番号2番から14番まで13件について説明いたします。対象の農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権設定の期間、借賃等については議案書に記載のとおりです。権利の種類は、賃借権が11件、使用

貸借権が2件です。面積は合計で38,505平方メートルです。計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

**【議案確認】**

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集10ページ、議案第5号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について(利用権)整理番号1番を議題とします。この案件につきましては議席番号18番堤正廣委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって堤委員の退席を求めます。

**【堤委員退席】**

それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

整理番号1番について説明をいたします。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長から農用地利用集積計画の決定の依頼がありましたので回答をするもので

す。こちらは農地中間管理機構を介して農用地の利用権を設定するもので、出し手と受け手のマッチングが予め整っているものについては、県による配分計画を必要とせず、市の集積計画のみで権利を設定することができ、これを集積計画一括方式と呼んでおります。対象農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権設定の期間、借賃等については議案書に記載のとおりです。権利の種類は賃借権です。面積は2,870平方メートルです。計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで堤委員の入室を許可します。

**【堤委員入室】**

堤委員にお知らせいたします。整理番号1番につきましては、原案どおり決しましたのでお知らせをいたします。次に整理番号2番から議案集12ページ、整理番号9番までを議題とします。この8件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。整理番号2番から9番までの8件について説明をいたします。対象の農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権設定の期間、借賃等については議案書に記載のとおりです。権利の種類は、賃借権が7件、使用貸借権が1件です。面積は合計30,556平方メートルです。なお、整理番号2番から7番までにつきましては、これまで法人の代表者の方が個人名で借りてあったものを法人での借り直しとなっております。計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

**【議案確認】**

振興係長

審議中失礼いたします。先ほど私が申しましたことで訂正がございます。代表者の方が借りてあると私が申しましたが、代表者の方の息子さんが借りてあったものを法人での借り直しに訂正をいたします。加えまして2番と4番については新規でございまして、3番、5番、6番、7番が法人による借り直しでございました。訂正をいたします。

議長

ただいまの件で何かご質問ございませんか。

**【質問なし】**

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。以上をもちまして議案第1号5件、議案第2号1件、議案第3号7件、議案第4号17件、議案第5号9件、計5議案39件は、いずれも原案どおり可決しました。皆さん方の長時間のご審議ありがとうございました。